

令和 5 年 度

機 構 共 有 貨 物 船 建 造 申 込 に つ い て

令和5年度機構共有貨物船建造申込につきましては別紙の要領にて募集いたします。共有建造希望者は、所定の「令和5年度機構共有貨物船建造申込書」にご記入のうえ、関係書類を添付しご提出ください。
受付締切日は令和6年2月29日です。

独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構

共有船舶建造支援部 建造促進課

TEL 045-222-9138

FAX 045-222-9150

提出書類一覧表

書 類 名	提出資料	備考
1. 令和5年度機構共有貨物船建造申込書	□	
2. 積荷保証書（申込者自らが運航する場合）	□	（注）1
3. 用船保証書（申込者が貸渡を行う場合）	□	（注）1
4. 造船所選定理由書	□	
5. 機構共有貨物船建造計画書（要目表（1）（2）および該当する別表）	□	
6. 内航海運業法による登録事項の変更登録通知等 <変更登録済みの方> ・変更登録通知書の写 （新規に登録をされる場合は、登録申請書及び添付書類の写をご提出ください。） <変更登録申請中の方> ・変更登録申請書の写 ※申請前でも申込は可能ですが、申請次第ご提出ください。	□	（注）2
7. 申込者の最近4か年間の決算報告書等 ・確定申告書の写 （税務署の受付印のあるものとし、別表16-2までの明細書を含む） ※電子申告の場合は、受信通知を添付 ・貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 ・製造原価明細、一般管理費明細 ・勘定科目別内訳明細書 ※関連会社がある場合は、勘定科目別内訳明細書を除く 最近4か年間の決算報告書	□	（注）3
8. 申込者の現在事項全部証明書（申込時より3か月以内で、可能な限り最新のもの。）	□	
9. 用船者関係資料等（申込者が貸渡を行う場合） ・用船者関係資料 ※用船者が共有建造を申込みの場合は、本船の必要性と使用計画及び過去最近3か年の用船者の取扱貨物のみご記入ください。 ・所有船舶・運航船舶リスト ※書式は任意ですが、所有者名・船名・総トン数・載貨重量は必ずご記載ください。 ・最近4か年間の決算報告書等 （貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）	□	（注）3

- （注）
1. 最長3年間の共有期間延長をご希望の場合、原則として共有期間全体の積荷保証又は用船保証が必要です。
 2. 内航海運業法による登録事項の変更登録通知の写は、機構共有貨物船建造工事請負契約締結時までにご提出ください。なお、申込時までに変更登録通知書の写を提出いただける場合は、変更登録申請書の写の提出は不要です。
 3. 既にご提出いただいている場合は不要です。

令和5年度機構共有貨物船建造申込書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

貴機構と共同して、下記の貨物船を建造いたしたいので、
別紙関係書類を付して申込みいたします。

令和 年 月 日

申込者

所在地：

名称：

代表者：

記

1. 船種	
2. 総トン数	G/T
3. D/W 又は m^3	
4. 運航者	

- (注) 1. 機構を含めた三者以上共有の場合、申込者は連名とし船舶管理人となる者を上段にご記入ください。
2. 上記3のD/W又は m^3 には、油送船及び特殊タンク船については載貨容積を、特殊貨物船についてはみなし重量トン数を、曳船については主機馬力をご記入ください。その他の船舶については載貨重量をご記入ください。
3. 上記4の運航者は、自ら運航する船舶を建造する場合、自営とご記入ください。

機 構 共 有 貨 物 船 の 建 造 要 件

該当する船舶の建造要件と機構分担割合をご確認の上、該当する項目をご選択ください。

政 策 要 件		機構分担割合 (上限) (注) 1	該当項目 を選択	提出資料 (注) 2	
内航海運のグリーン化に資する船舶	二酸化炭素低減化船	一般二酸化炭素低減化船 (二酸化炭素10%以上低減化船)	80% (70%)	要目表 (1) (2)	
		高度二酸化炭素低減化船 (二酸化炭素12%以上低減化船)	80%		
		先進二酸化炭素低減化船 (二酸化炭素16%以上低減化船)	80%	別表1	
	海洋汚染防止対策船 (油送船及び 特殊タンク船のみ)	二重船殻構造等を採用する船舶	80%	別表2	
		二重底構造等を採用する船舶	70%		
	環境負荷低減、 物流効率化等に資する 新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ (SES)	80%	別表3	
		LNG燃料船	80%	別表4	
物流効率化に資する船舶	モーダルシフト船	モーダルシフト船	80% (70%)	/	
		高度モーダルシフト船	80% (70%)		別表5
		内航フィーダーの充実に資する船舶 (コンテナ船のみ)	80% (70%)		別表6

上 乗 せ 要 件 (注) 3		機構分担割合 (上限) (注) 1	該当項目 を選択	提出資料 (注) 2
事業基盤強化に資する船舶	船舶管理事業者と3年以上の管理契約を締結する又は合併をする事業者の船舶	他の政策要件に 準ずる		別表7
船員雇用対策に資する船舶	35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶	他の政策要件に 準ずる		別表8
	35歳未満の女性船員等(退職自衛官、女性及び船員教育機関卒業者以外の者)を計画的に雇用する事業者の船舶			
	労働環境改善船	他の政策要件に 準ずる		別表9
労働環境改善船(荷役・船員作業負担軽減等設備を含む)				
特定船舶導入計画の認定を受けた船舶		他の政策要件に +10%		別表10

- (注) 1. 分担割合の()書きは、中小企業者以外が建造する場合の機構分担割合を指します。ただし、中小企業者とは資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者を指します。
2. 別紙の「機構共有貨物船建造計画書」のうち、要目表(1)(2)は必ずご提出ください。また、別表1～10については上記の該当項目と関連するものをご提出ください。
3. 上乗せ要件のみでの建造はできませんので、政策要件と併せて申込みください。

建造船舶関係資料

各欄に所要事項をご記入若しくは該当する項目をご選択ください。

使用計画			
運航形態 (該当するものをご選択ください)		年間輸送量	トン (KL)
船員配乗 <small>(自社でない場合は()に配乗会社をご記入ください)</small>	自社 ()	積地 / 揚地	/

工期予定					
契約	起工	進水	竣工	契約予定造船所	
令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	建造予定造船所	

機構分担額の支払金額の希望							
契約	0.0%	起工	0.0%	進水	0.0%	竣工	0.0%
円		円		円		円	
<small>建造工事費(消費税込み)のうち、機構分担額において契約・起工・進水・竣工の各回における造船所への支払金額の希望をご記入ください。ただし、竣工時の支払割合は25%以上としてください。(注3)</small>							

建造資金					備考	
船 価	建造工事費(消費税込) (内訳)	(①工事費 円、②消費税 円)	0 円		—	
	乗出費用③		円		機構乗出費用(建造利息、工事監督費、その他直接費)を除き分担対象外です。	
	乗出船価④ (① + ② + ③)		0 円		—	
機 構 分 担 額	機 構 分 担 事 務 費	建造工事費⑤ (税抜)	① × (%) =	0 円	「機構共有貨物船の建造要件」に該当する分担割合を限度として、分担割合をご記入ください。	
		消費税⑥	② × (%) =	0 円	消費税を含む場合は、(%)欄に上記⑤と同値を、含まない場合は「0%」をご記入ください。	
	建造工事費⑦ (税込)	⑤ + ⑥	0 円		(注1)	
	希望共有期間	年 月 日	据置期間(11か月以内)	月 日	(共有期間の延長、短縮、据置をご希望の場合にはその理由)	
機 構 分 担 予 定	金 利 体 系 (ご希望のものをご選択ください)	<input type="checkbox"/> 固定型 <input type="checkbox"/> 見直し型 <input type="checkbox"/> 固定型と見直し型の併用 (※上記⑦機構分担額を100とした場合の固定型、見直し型の割合・分担額をご記入ください)				
		固定型を適用する割合(10%刻み)	%	固定型を適用する分担額	円	
		見直し型を適用する割合(10%刻み)	%	見直し型を適用する分担額	円	
		固定型と見直し型の割合合計	0 %	固定型と見直し型の分担額合計	0 円	
自 己 分 担 額 の 資 金 調 達 計 画	自己分担額 ⑧ (④-⑦)	0 円		三者以上共有の場合には、持分割合をご記入ください。(例 A社: 7 B社: 3)		
		事業者名	持分割合	事業者名	持分割合	
	調達先(注2)	調達額	返済期間	うち据置	年利	固定/変動の別
		円	年 月	年 月	%	固定 (年) ・ 変動
		円	年 月	年 月	%	固定 (年) ・ 変動
	計 ⑧	0 円				

- (注) 1. 機構分担額⑦を手入力する場合、千円未満を切り捨てた金額にてご記入ください。
2. 補助金等は、調達先欄に「〇〇補助金」と具体的にご記入ください。
3. 「特定船舶導入計画の認定を受けた船舶」の上乗せ要件にて機構分担割合の上限加算を希望する場合、加算分の機構分担額については竣工時に支払います。進水時までの支払いは、加算前の機構分担割合のうち、75%までとしてください。

共有船舶運航採算推移表（希望共有期間までの採算を記入）

(単位：千円)

項目		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計		
運賃（用船料）収入 (a)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運航経費	燃料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他																					0	
	計 (b)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引運航損益 (a)-(b)=(c)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
償却前	船員費	船員費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		船用品費																					0
		潤滑油費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		修繕費																					0
		保険料																					0
		固定資産税																					0
	雑費・その他	雑費・その他																					0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一般管理費																					0
	金	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		物件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利	機構																					0	
	市中																					0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
船費合計 (d)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
償却前利益 (c)-(d)=(e)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
償却ベース	要償却額	機構																				0	
		市中																				0	
		計 (f)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	償却後損益 (e)-(f)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同上累計額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
償却ベース	要償却額 (g)																					0	
	償却後損益 (e)-(g)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	同上累計額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1年目の算出基礎 (必ずご記入ください)		
用船料		
月額		千円
年間		か月
年額		0千円
燃料費		
年間アップ率		2%
潤滑油費		
年間アップ率		2%
実船員費		
1人当り月額		千円
乗組員		人
船員費年額		0千円
年間アップ率		0.5%
人件費		
年間アップ率		0.5%
物件費		
年間アップ率		0.5%
保険料		
	付保額	保険料率
船体		千円 %
PI		千円 %
不稼働		千円 %
船費		千円 %
機構利率		
※		
期間	年	(据置 か月)
市中利率		
期間	年	(据置 か月)

※希望共有期間の基準利率を使用してください

企業全体の収支予想作成関係資料

申込船の竣工を含む、決算期までの予測値をご記入ください。

(単位：千円)

項 目		直 近 決 算 期			決 算 見 込 み			竣 工 年 度 に お け る 被 代 替 船 に 係 る も の E
		自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日 A	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日 B	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日 C	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日 D			
収 入	海 運 業 収 入	運 賃 ・ 船 料 収 入						
		そ の 他						
		計	0	0	0	0	0	
	兼 業 収 入							
	営 業 外 収 入							
① 合 計		0	0	0	0	0	0	
支 出	海 運 業 費 用	燃 料 費						
		港 費						
		船 員 費 (名 分)	(名 分)	(名 分)	(名 分)	(名 分)	(名 分)	
		船 用 品 費						
		潤 滑 油 費						
		修 繕 費						
		保 険 料						
		固 定 資 産 税						
		借 船 料						
		雑 費 ・ そ の 他						
	計	0	0	0	0	0		
	兼 業 費 用							
	一 般 管 理 費	人 件 費						
		物 件 費						
		計	0	0	0	0	0	
営 業 外 費 用								
う ち 支 払 利 息								
う ち そ の 他								
② 合 計		0	0	0	0	0	0	
③ 償 却 前 損 益 ① - ②		0	0	0	0	0	0	
④ 要 償 還 額								
⑤ 償 還 後 損 益 ③ - ④		0	0	0	0	0	0	
⑥ 要 償 却 額								
⑦ 償 却 後 損 益 ③ - ⑥		0	0	0	0	0	0	
⑧ 特 別 利 益	う ち 船 舶 売 却 益							
	特 別 損 失							
⑨	う ち 船 舶 売 却 損							
	⑩ 税 引 前 当 期 損 益	0	0	0	0	0	0	
⑦ + ⑧ - ⑨		0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 償却額は⑥要償却額にご記入ください (海運業費用及び一般管理費、物件費から除いてください)。

また、⑦は決算書の経常損益と、⑩は税引前当期損益とそれぞれ一致させてください。

2. 新設法人の場合、基準決算期A欄は記入を要しません。

(現在共有事業者の場合不要)

申 込 者 の 事 業 概 要

申 込 者	ふりがな				申込書作成担当者 ()				
	会 社 名			電 話			FAX		
				e-mail					
	所 在 地	〒			電話				
(連絡先 〒)			FAX						
者	ふりがな				法 律 上 の 登 録 年 月 日	登 録 番 号	登 録 ・ 届 出 運 輸 局		
	代 表 者 名				内 航 海 運 業				
	設 立 年 月 日	年	月	日	海 上 運 送 業				
	払 込 資 本 金	千円							

関 連 会 社	会 社 名	所 在 地	代 表 者 名	設 立 年 月 日	業 種	資 本 金	申 込 事 業 者 か ら の
						千円	出 資 金 人 的 関 係
						千円	千円
						千円	千円

役 員 構 成	役 職 名	常 勤 ・ 非 常 勤 (選 択)	ふ り が な 氏 名	年 齢	持 株 比 率	出 身 母 体 ・ 主 な 職 歴 ・ 公 職 ・ 代 表 者 と の 関 係 ・ 兼 職
		常 勤			%	
					%	
					%	
					%	
					%	
					%	
他 常 勤 役 員 名		非 常 勤 役 員 名				

事 業 の 沿 革	創業から現在までの沿革、法人改組、資本金の推移及びオペレーター・荷主との取引経緯を簡明にご記入ください。	
	年 月	事 項

株 主 構 成	株 主 名	出 資 金 額	持 株 比 率
		千円	%
	その他 (名)		
	合 計	0	0.00

荷主が株主の場合はその他とせず、必ずご記入ください。

従 業 員 数	海 運 業	陸 上 名	備 考
		海 上 名 (平均年齢 歳)	
		計 0 名	
	兼 業 名		
合 計	0 名		

従業員数は役員を除いてご記入ください。

事 業 内 訳	業 種 名	収 入 比 率	備 考
	内 航 海 運 業	%	
		%	
	合 計	0.00 %	

※上記各欄に代わる資料がある場合は、別紙にてご提出いただくことも可能です。

使 用 船 舶 表

1. 申込時使用船舶

区分	被代替船 (該当船 を選択)	船 種	船 名	総トン数 (G/T)	重量トン数 D/W (m3)	船舶 管理人	実乗 組船 員数	竣 工 年 月	買 船 年 月	使 用 状 況						今後の代替計画	
										運航形態 (選択)	運 航 者 名	主 要 貨 物	主 要 航 路	荷 主 名	年間 運賃 用船料	収入	計画年月 年 月
所 有 船																	
用 船	被代替船 (該当船 を選択)	船 種	船 名	総トン数 (G/T)	重量トン数 D/W (m3)			竣 工 年 月		運航形態 (選択)	運 航 者 名	主 要 貨 物	主 要 航 路	荷 主 名	所 有 者	備 考	

(注) 上記欄が不足する場合は、別紙にてご提出ください。

2. 最近3か年間に処分(売船、解撤、沈没)した船舶

船 種	船 名	総トン数 (G/T)	重量トン数 D/W (m3)	竣工年月	処分方法 (選択)	処分年月 年 月

3. 申込時現在の船員数(予備船員含む)

所 属	人 数
自 社	
関 係 会 社	
派 遣 船 員	
合 計	0 人

資 金 別 借 入 返 済 実 績 明 細 表

(単位：千円)

区分	借 入 先	借 入 金 使 途	当 初 借 入		最近決算 期末借入 残高	申 込 時 現 在 年 月 借 入 残 高	借 入				条 件		
			借 入 年 月	借 入 金 額			返 済 方 法	据 置	返 済 期 日	年 利 (%)	担 保 物 件 明 細		
設 備 資 金 (延 払 を 含 む)	◇◇銀行	☆☆丸建造資金	H△. △	〇〇,〇〇〇	××,×××	◆◆,◆◆◆	年数 ★★	回数 ▲▲	年額 ●,●●●	か月 ◎	R□. □	■. ■	貨物船☆☆丸
	計												
運 転 資 金													
	計												
合 計													

(注) 1. 「最近決算期末借入残高」は決算書の借入金・社債等の有利子負債の合計額と一致させてください。

2. 「担保物件明細」は貨物船☆☆丸、土地○筆、建物○棟、保証協会等とご記入ください。

収入印紙
200 円

令和 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

所在地

名称

(印)

代表者名

積荷保証書

当社は、貴機構の令和5年度共有貨物船建造に が
申し込まれた 船 (G/T D/W・m³)
が建造されたときは、下記条件による積荷を確約します。

記

1. 主要積荷品名	
2. 積荷保証量 (年間)	
3. 積荷保証期間	本船竣工の日から 年間
4. 保証運賃	月額 千円

収入印紙

200 円

令和 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

所在地

用船者名

(印)

代表者名

用 船 保 証 書

当社は、貴機構の令和5年度共有貨物船建造に が
申し込んだ 船 (G/T D/W・m³)
が建造された時は、下記条件による用船を確約します。

なお、本保証書の内容を変更する場合は、貴機構の事前の書面による承諾を得ることとします。

また、当社が との間で下記条件を貴機構の事前の
書面による承諾なしに変更し、 が貴機構に支払うべ
き使用料等が遅延したときは、当社がこれにかわって支払う責めに任じます。

記

1. 用 船 の 方 式	
2. 用 船 保 証 期 間	本船竣工の日から 年間
3. 用 船 料	月 額 千円

造船所選定理由書

1. 本船建造にあたり船価見積等、話し合いをした造船所

船価見積等話し合いをした造船所	見積船価（円）	予定期日	その他特記事項

(注) 2社以上から取得した見積書(写)を添付。

2. 建造する造船所を

とした主な理由

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

以上より、

にて建造することといたしました。

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者名)

令和 5 年 度

機 構 共 有 貨 物 船 建 造 計 画 書

【要目表（1）】 （申込みされる全ての方にご記入いただきます）

1. 船種（用途）		【		】
2. 積荷		【		】
3. 船級		【		】
4. 航行区域		【		】
5. 総トン数		【		G/T】
6. 載貨重量		【		DW】
7. 載貨容積		【		m ³ 】
8. L P P		【		m】
9. B m		【		m】
10. D m		【		m】
11. D o		【		m】
12. d		【		m】
13. C b		【		】
14. 主機関メーカー		【		】
15. 主機関型式		【		】
16. 主機関出力		【		k W】
	(PS) ×	
			min-1/	
			min-1	
				台)
17. 使用燃料		【		】
18. 試運転最大速力	【		%載貨状態、連続最大回転速度にて	ノット】
19. 航海速力	【		%載貨状態、	
			%出力、	
			%シーマージンにて	ノット】
20. 構造等		【		】
21. 乗組員数	【	(最大搭載人員		人
		実乗組員数		人)】

【要目表（２）】 （申込みされる全ての方にご記入いただきます）

1. 建造船舶の主要目

- (1) 主機関製造者及び型式： ()
 (2) 主機関連続最大出力： () kW
 (3) 主機関連続最大出力回転数： () min^{-1}
 (4) 主機関連続最大出力燃料消費率： () $\text{g/kW}\cdot\text{h}$
 (5) 軸発電機最大出力： () kW
 (6) 排気ガスエコノマイザ：（主機関連続最大出力時の熱出力 () kW）
 (7) 冷却清水利用：（主機関連続最大出力時の熱出力 () kW）
 (8) その他： ()

2. 次の主機関燃料消費の低減率を計算してください。（該当する機関に○をつけてください。）

- (1) () 5, 000 kW以下の機関
 $\{1 - \text{主機関連続最大出力燃料消費率} \div (331.65 \times \text{主機関连续最大出力}^{-0.0695})\} \times 100$ 【 () %】
- (2) () 5, 000 kWを超える機関
 $\{1 - \text{主機関连续最大出力燃料消費率} \div (198.01 \times \text{主機関连续最大出力}^{-0.0098})\} \times 100$ 【 () %】
- (3) () 主機関が中速機関である等上記によりがたい場合、別途機構にお問い合わせください。 【 () %】

3. 推進効率向上に寄与する設備（該当する設備に○をつけてください。）

- (1) () 推進効率向上型プロペラ（ボスキャップフィン等）（3%）
 (2) () 大直径プロペラ（3%）
 (3) () その他機構が認める設備（ () ） 【 () %】
 上記、(1)及び(2)の低減率は各3%としますが、加算はいたしません。

4. 運航改善に寄与する設備（該当する設備に○をつけてください。）

- 次の(1)～(4)の1以上設備した場合の低減率は2%とします。ただし、当該船舶が航行する航路等を勘案し、機構が認める低減率とすることができます。
- (1) () サイドスラスト
 (2) () 特殊舵
 (3) () 可変ピッチプロペラ
 (4) () その他機構が認める設備（ () ） 【 () %】

5. 廃棄熱(主機関等)回収設備

- (1) () 排気ガスエコノマイザ
 $(\text{排気ガスエコノマイザ熱出力} \div \text{主機関连续最大出力}) \times 100$ 【 () %】
- (2) () 軸発電機装置
 $\{(\text{軸発電機最大出力} \times 0.2) \div \text{主機関连续最大出力}\} \times 100$ 【 () %】
- (3) () 冷却清水利用
 $(\text{冷却清水熱出力} \div \text{主機関连续最大出力}) \times 100$ 【 () %】
- (4) () その他機構が認める設備（ () ） 【 () %】

合計 【 () %】

- (注) 1. 主機関燃料消費率は機構がメーカー提出の要目表と整合しますので、機構までお問合せの上ご記入ください。
 2. 軸発電機連続最大出力は航海中に必要な連続最大出力を限度としますので、当該出力が確認できる資料（電力調査表等）を添付してください。
 3. 排気ガスエコノマイザの低減率は5%を限度としますが、機構が必要熱量と認めた場合はその限りではありません。
 4. 冷却清水利用に係る冷却清水熱出力の計算要領については、機構にお問合せの上ご記入ください。
 5. その他機構が認める設備の低減率については、妥当性を判断できる説明資料を添付してください。

【別表1】「先進二酸化炭素低減化船」を選択された場合

1. 建造船舶の主要目	
(1) 船種 : ()	
(2) 主たる積荷 : ()	
(3) 総トン数 (トン)	【 】
(4) 輸送能力 (載貨重量トン)	① 【 】
(5) 平水中航海速力 (ノット)	【 】
(6) 実海域航海速力 (ノット)	② 【 】
2. 省エネ母船型等の使用有無 (該当する船型に○をつけ、使用した船型のIDをご選択ください。)	
(1) () 499総トン型ケミカルタンカー	ID : 【 】
(2) () 749総トン型一般貨物船	ID : 【 】
(3) () 「省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査」 において確認された船型	ID : 【 】
(4) () 499総トン型鋼材運搬船 (機構が提供する船型データ等を使用したもの)	
3. 主機関の要目	
(1) 主機関製造者及び型式 : ()	
(2) 主機関連続最大出力 (kW)	【 0.75 】
(3) 主機関負荷率	【 0.75 】
(4) 航行中の主機関出力 (kW) = (2) × (3)	③ 【 】
(5) 主機関連続最大出力回転数 (min ⁻¹)	【 】
(6) 主機関連続最大出力燃料消費率 (g/kW・h)	④ 【 】
(7) 航海中使用燃料油 (A重油: 3,206, C重油: 3,114)	⑤ 【 】
4. 補助機関の要目	
(1) 航行中の補助機関出力 (kW)	⑥ 【 】
(2) 補助機関連続最大燃料消費率 (g/kW・h)	⑦ 【 】
(3) 航海中使用燃料油 (A重油の場合3,206, C重油の場合3,114)	⑧ 【 】
5. ボイラ等設備の要目 (該当する設備に○をつけてください。)	
(1) () 温水ボイラ航海中出力 (kW)	⑨ 【 】
燃料消費率 (g/kW・h)	⑩ 【 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3,206, C重油の場合3,114)	⑪ 【 】
(2) () 熱媒ボイラ航海中出力 (kW)	⑨ 【 】
燃料消費率 (g/kW・h)	⑩ 【 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3,206, C重油の場合3,114)	⑪ 【 】
(3) () 蒸気ボイラ航海中出力 (kW)	⑨ 【 】
燃料消費率 (g/kW・h)	⑩ 【 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3,206, C重油の場合3,114)	⑪ 【 】
(4) () その他航行中燃料使用設備 () 航海中出力 (kW)	⑨ 【 】
燃料消費率 (g/kW・h)	⑩ 【 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3,206, C重油の場合3,114)	⑪ 【 】
6. 建造船舶の単位当たり二酸化炭素排出量 { (③×④×⑤) + (⑥×⑦×⑧) + Σ (⑨×⑩×⑪) } ÷ (①×②)	⑫ 【 】
7. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量 (g-CO ₂ /ton/mile) 機構が定める値	⑬ 【 】
8. 単位当たりの二酸化炭素排出量の低減率 (%) { 1 - (⑫÷⑬) } × 100	【 %】

- (注) 1. 平水中速力については、日本船舶海洋工学会等が開発した省エネ母船型(後述)又は機構が「省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査」において調査した船型(後述)を使用する場合には、当該船型の速力馬力曲線(海上技術安全研究所 流体設計系が無償で提供)等に基づいて計算した航海速力をご記入ください(バリエーション船型で、主機関出力が735kW(499GTの場合)、1,178kW(749GTの場合)以外の場合は機構にお問合せください)。その他の場合には、水槽試験結果に基づいて計算した航海速力を記入し、当該速力が確認できる資料(水槽試験結果(線図及びオフセットを含む。)、速力馬力計算書及びプロペラ計算書)を添付してください。なお、計算書は、少なくとも満載及びトリアル状態で実施した水槽試験結果を基に計算してください。
2. 省エネ母船型とは、経済産業省の補助事業の下で日本船舶海洋工学会等が開発した16%以上のCO₂削減率を有する船型群です。省エネ母船型には、水槽試験により高い省エネ性能が確認された499総トンケミカルタンカー及び749総トン一般貨物船の最適船型と、その長さ、幅、深さを変え、数値流体解析によりCO₂削減率を確認した30のバリエーション船型が存在します。機構は、造船所等の要望を踏まえ、2019年度に「省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査」を実施し、省エネ母船型に13のバリエーション船型を追加しました。それぞれの概要については、下記のホームページをご確認ください。
【省エネ母船型】 <https://www.jasnaoe.or.jp/research/dl/PM-P51-17.pdf>
【省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査】 https://www.jrft.go.jp/ship/asset/516f4eba0dbfb82d48ae522131297d27_1.pdf
3. 実海域速力については機構までお問合せください。
4. 主機関、補助機関及びボイラ等設備の燃料消費率は、メーカーの要目表に記載されている燃料消費率をご記入ください。なお、C重油を使用する場合には、発熱量比(10200/9800)を乗じた値をご記入ください。
5. 航行中の補助機関出力は、航海中に必要な発電機出力を記載し、当該出力が確認できる資料(電力調査表等)を添付してください。また、航行中に必要な発電機出力を主機関駆動にする軸発電機によりまかなう場合は機構までお問合せください。
6. ボイラ等設備については、航海中に燃料を燃焼して使用する設備すべてについて記入してください。
7. 航行中の乗組員の給湯に必要なボイラ等設備の出力は、乗組員1人当たり2kWとして計算し記載してください。ただし、これ以上の出力を想定している場合はその出力を記載してください。
8. 機構が必要とする場合には、追加的に図面、資料等の提出をお願いすることがあります。
9. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量については、機構までお問合せの上ご記入ください。

【別表2】「二重船殻構造等を採用する油送船・特殊タンク船」を選択された場合

(1) 建造船舶の主要目等

① 主要寸法 (Lpp×B×D×d)	:	m×	m×	m×	m
② 総トン数 (G/T)	:		トン		
③ 載貨重量	:		トン		
④ 載貨容積	:		m ³		

(2) 当該船舶で輸送する油・有害液体物質等の種類（該当するものに○をつけ、【 】内には具体的な物質名をご記入ください。）

()	油	【	】
()	有害液体物質	【	】

(3) 有害液体物質を輸送する船舶については、危規則第241条又は第308条に基づき、貨物の種類に応じて該当するものに○をつけてください。

()	タイプ1船	()	タイプ2船	()	タイプ3船
()	タイプ1G船	()	タイプ2G船	()	タイプ3G船

(4) 貨物タンクの配置等（該当するものをご選択ください）

① 油送船

()	載貨重量600トン以上：	技術基準省令第17条第5号から第9号まで及び第12号に適合する。
()	載貨重量600トン未満：	技術基準省令第17条第5号および第8号に適合する。 この場合において、船側を規定する第5号イにおいては、「0.76メートル」を「0.70メートル」と読み替えるものとする（ただし、本読み替え規定は、適用される船級規則等を免除するものではない）。

② 特殊タンク船

()	技術基準省令第32条に適合する。
()	技術基準省令第32条（第1号イを除く）に適合する。
()	技術基準省令第32条（第1号イ、ロを除く）に適合する。

③ 法令により二重船殻構造が要求される船舶の有無

()	二重船殻構造が要求される船舶である。
()	二重船殻構造が要求されない船舶である。

- (注) 1. 危規則：危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)
2. 技術基準省令：海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和58年運輸省令第38号)
3. タイプ1G、2G、3G船については共通物質（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第8の2に掲げる物質であって品名の欄に肩文字「*」が付されているもの）を積載するものに限り、
4. 法令により二重船殻構造が要求される船舶とは、以下のいずれかに該当する船舶をいい指します。
- ・載貨重量トン600トン以上の重質油タンカー
 - ・載貨重量トン600トン以上5,000トン未満の重質油タンカー以外のタンカーであって、いずれかの貨物艙の容積が700m³を超えるもの
 - ・載貨重量トン5,000トン以上の重質油タンカー以外のタンカー
 - ・タイプ1船、タイプ2船、タイプ2k船、タイプ1G船、タイプ2G船又はタイプ3G船

【別表3】「スーパーエコシップ」を選択された場合

1. 推進システムの全体構成

2. 発電ユニットの仕様（例：発電用原動機、発電機、電池、その他）

3. 配電・制御ユニットの仕様（例：配電盤、インバーター（又はコンペンセーター）、その他）

4. 推進ユニットの仕様（例：推進器駆動用電動機、推進器、その他）

5. その他設備の仕様（例：電気推進システムに係る設備）

6. 発電ユニットの1つの発電用原動機に異常が生じた場合においても船舶の運航に支障がないことの説明

7. バトックフロー船型その他の新技術により推進効率が向上することの説明

- (注) 1. 各設備については、出力、メーカー、機種、設置台数等の主要目を記載してください。
2. 水槽試験等により船型開発を行っている場合には、その試験結果等を添付してください。
3. 適宜図面等を添付してください。なお、機構が必要とする場合には、追加的に図面、資料等の提出をお願いすることがあります。

【別表4】「LNG燃料船」を選択された場合

1. 建造船舶の主要目	
(1) 船種 : ()	
(2) 主たる積荷 ()	
(3) 総トン数 (トン)	【 】
(4) 最大搭載人員 (人)	【 】
(5) 輸送能力 (載貨重量トン, 旅客定員, その他 :)	① 【 】
(6) 平水中航海速力 (ノット)	【 】
(7) 実海域航海速力 (ノット)	② 【 】
2. 主機関の要目	
(1) 主機関製造者及び ()	
(2) 主機関連続最大出力 (kW)	【 】
(3) 主機関負荷率	【 0.75 】
(4) 航行中の主機関出力 (kW) = (2) × (3)	③ 【 0 】
(5) 主機関連続最大出力回転数 (min ⁻¹)	【 】
(6) 主機関連続最大出力燃料消費率 (g/kW・h)	④ 【 】
(7) 航海中使用燃料油 (A重油 : 3.206, C重油 : 3.1144, LNG : 2.750)	⑤ 【 】
(8) パイロット燃料消費率 (g/kW・h)	④ 【 】
(9) パイロット燃料使用油 (A重油 : 3.206)	⑤ 【 】
3. 補助機関の要目	
(1) 航行中の補助機関出力 (kW)	⑥ 【 】
(2) 補助機関連続最大燃料消費率 (g/kW・h)	⑦ 【 】
(3) 航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144, LNGの場合2.750)	⑧ 【 】
(4) パイロット燃料消費率 (g/kW・h)	⑦ 【 】
(5) パイロット燃料使用油 (A重油 : 3.206)	⑧ 【 】
4. ボイラ等設備の要目 (該当する設備に○をつけてください。)	
(1) () ボイラ航海中出力 (kW)	⑨ 【 】
燃料消費率 (g/kW・h)	⑩ 【 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144, LNGの場合2.750)	⑪ 【 】
(2) () その他航行中燃料使用設備	
() 航海中出力 (kW)	⑨ 【 】
燃料消費率 (g/kW・h)	⑩ 【 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144, LNGの場合2.750)	⑪ 【 】
5. 建造船舶の単位当たり二酸化炭素排出量	
{ Σ (③×④×⑤) + Σ (⑥×⑦×⑧) + Σ (⑨×⑩×⑪) } ÷ (①×②)	⑫ 【 】
6. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量 (g-CO ₂ /ton/mile)	
機構が定める値	⑬ 【 】
7. 単位当たりの二酸化炭素排出量の低減率 (%)	
{ 1 - (⑫÷⑬) } × 100	【 %】

- (注) 1. 「建造する船舶」の主機がLNG燃料原動機(デュアルフューエル原動機を含む。)ではない場合、「1.(6)平水中速力」は、水槽試験結果に基づいて計算した航海速力を記入し、当該速力が確認できる資料(水槽試験結果(線図及びオフセットを含む。)、速力馬力計算書及びプロペラ計算書)を添付してください。なお、計算書は、少なくとも満載及びトリアル状態で実施した水槽試験結果を基に計算してください。
2. 「1.(7)実海域航海速力」については機構までお問合せください。
3. 主機関、補助機関及びボイラ等設備の燃料消費率及びパイロット燃料消費率(デュアルフューエル原動機である場合は、メーカーの要目表に記載されている燃料消費率をご記入ください。なお、C重油を使用する場合には、発熱量比(10200/9800)を乗じた値をご記入ください。
4. 航行中の補助機関出力は、航海中に必要な発電機出力を記載し、当該出力が確認できる資料(電力調査表等)を添付してください。また、航行中に必要な発電機出力を主機駆動にする軸発電機によりまかなう場合は機構までお問合せください。
5. ボイラ等設備については、航海中に燃料を燃焼して使用する設備すべてをご記入ください。
6. 航行中の乗組員の給湯に必要なボイラ等設備の出力は、乗組員1人当たり2KWと計算してご記入ください。ただし、これ以上の出力を想定している場合はその出力をご記入ください。
7. 機構が必要とする場合には、追加として図面、資料等の提出をお願いすることがあります。
8. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量については、機構までお問合せの上ご記入ください。
9. 上記の低減率に加え、航海の態様(例えば港内パンカリング船)等により二酸化炭素排出量の低減化が可能な場合は、その根拠とともに推定される低減率を記載した資料を添付してください。
10. 主機関により十分な低減率が得られる場合、「3. 補助機関の要目」及び「4. ボイラ等設備の要目」の記入は省略可能です。

【別表5】「高度モーダルシフト船」を選択された場合

1. 建造船舶について該当するものに○をつけてください。

- (1) () 中・長距離フェリー (注1)
- (2) () RORO船 (注2)
- (3) () コンテナ船 (注3)
- (4) () 自動車専用船 (注4)

2. 該当するものを選択し、数値をご記入ください。(該当項目が無い場合は対象外です)

- (1) () 被代替船の船種が上記1. (1)～(4)以外の場合
- (2) () 被代替船の船種が上記1. (1)～(4)に該当するが、被代替船と比較して貨物積載能力(載貨重量)が増加する場合

①建造船舶の載貨重量(設計値により判定) (トン)

②被代替船の載貨重量* (トン)

*被代替船の載貨重量は以下のいずれかに定めるものとする

- (I) 機構の船舶明細書等、公的書面に記載された載貨重量
- (II) 載貨重量鑑定書に記載された載貨重量
- (III) 完成重量重心トリム計算書に記載された載貨重量
- (IV) (I)～(III)が無い場合、機構が算出する載貨重量

- (3) () 建造船舶を新規航路に就航させる場合
(既存の航路であって、寄港地を増やす場合も含む)
- (4) () 建造船舶を既存航路に就航させる場合であって、上記1. (1)～(4)の隻数の増加等輸送力の増強を図ろうとする場合

※ 上記2. (3)、(4)に該当する場合は、新造船投入後の荷主又は運航者の輸送計画を添付してください。

- (注) 1. 起点及び終点間の航行距離が100キロメートル以上の航路(離島航路を除く)であって当該航路の全部又は一部が陸上の交通路を代替することが可能であるものに就航するカーフェリーを指します。
2. 船舶防火構造規則第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第18号の車両区域を有する貨物船を指します。
3. 専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有する船舶を指します。
4. 自動車の運送に適した構造を有する貨物船を指します。

【別表6】「内航フィーダーの充実に資する船舶」を選択された場合

1. 建造船舶について該当する場合は○をつけてください。

(1) () コンテナ専用船である。

(2) () その他、専らコンテナ貨物を輸送する構造を有する船舶である。

2. 1. で(2)を選択された場合、建造船舶が有する専らコンテナ貨物を輸送する構造についてご説明ください。

3. 国際コンテナ戦略港湾（京浜港・阪神港）への年間あたりの寄港、かつ積卸しを行う回数をご記入ください。

・ 京浜港

東京港 【 】回

川崎港 【 】回

横浜港 【 】回

・ 阪神港

大阪港 【 】回

神戸港 【 】回

合 計 【 】回

4. 本船の内航フィーダー輸送の主な運航計画及び年間輸送量（TEU）をご記入ください。

- (注) 1. コンテナ専用船とは貨物艙全体に貨物船コンテナ搭載するセルガイド等を搭載している船舶を指します。
2. 京浜港及び阪神港とは港則法（昭和23年7月15日法律第174号）第2条に基づく港を指します。
3. 4. の運航計画、年間輸送量等は任意の様式で別途ご提出いただけます。

【別表7】「事業基盤強化に資する船舶」を選択された場合

1. 該当するものに○をつけてください。

- () (1) 船舶管理事業者（注1）と、竣工日までに、全ての管理において、
3年以上の管理契約を締結する事業者
- () (2) 共有船舶建造の申込日から遡って5年以内に他の内航海運事業者と
合併を行った又は竣工日までに合併を行う事業者

2. 添付書類

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 上記1. (1)に該当する場合 | ・船舶管理事業者を証する書類（注2）
・管理契約書（案）（注3） |
| 上記1. (2)に該当する場合 | ・当該合併に係る商業登記簿謄本 |

- (注) 1 「船舶管理事業者」とは、内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項第3号の事業を行うため、同法第3条第1項の規定による登録又は第7条第1項の規定による変更登録を受け、「船員配乗・雇用管理」（船員の配乗及び雇用に係る管理）、「船舶保守管理」（船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理）、「船舶運航実施管理」（船舶の運航の実施に係る管理）の全ての管理を行う事業者を指します。
- 2 これから船舶管理事業者の登録をされる方は、登録申請書（運輸局の受付印のあるもの）の写をご提出ください。
- 3 竣工時に、管理契約書の原本の写をご提出ください。

【別表8】「35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶」を選択された場合

1. 「日本船舶・船員確保計画」の申請及び認定状況

「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者	※以下のいずれかの□にチェックし、必要事項をご記入ください	
	<input type="checkbox"/>	共有建造申込事業者
「日本船舶・船員確保計画」の認定の有無	※以下のいずれかの□にチェックし、必要事項をご記入ください	
	<input type="checkbox"/>	現在進行中の認定された「日本船舶・船員確保計画」がある ※認定通知書の写し（添付書類含む）をご提出ください。 ※計画を途中で変更した場合、変更の認定申請書（添付書類含む）の写をご提出ください。
	<input type="checkbox"/>	新たに「日本船舶・船員確保計画」を申請しており、認定待ちである ⇒ 申請日 年 月 日 ※申込み時に、認定申請書の写（添付書類含む）をご提出ください。 ※認定後に、認定通知書の写（添付書類含む）をご提出いただきます。
	<input type="checkbox"/>	これから「日本船舶・船員確保計画」の認定申請を行う予定である ⇒ 申請予定時期： 年 月 日頃 ※認定申請後に、認定申請書又は認定通知書の写（添付書類を含む）をご提出いただきます。

※上記の提出書類の他、対象となる船員の雇用状況が確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

2. 雇用計画の概要

※「日本船舶・船員確保計画」の申請書に基づきご記入ください。
これから申請を行う場合は、予定をご記入ください。

計画期間		※金利軽減を受けるためには5年間の計画であることが必要です						
		年度	年度	年度	年度	年度		
35歳未満の船員未経験者の採用計画 ※既に採用実績がある場合は実績を記入	船員経験がない者	船員教育機関卒業者（注1）	()	()	()	()	()	
		卒業員教育以外機の関係者	水産高校専攻科等卒業者（注2）					
			退職自衛官					
			その他					

(注) 1. () には、女性数（甲板部・機関部・無線部に限る。）を採用人数の内数としてご記入ください。
2. 水産高校専攻科・水産大学校卒業者をご記入ください。水産高校卒業者はその他欄にご記入ください。

【別表9】「労働環境改善船」を選択された場合

建造船舶の設備等について、該当するものをご選択ください。
 なお、下記1、4、6については、労働環境改善船基準適合機器一覧表を当機構のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。一覧表に掲載されていない機器を使用する場合は、機構までご相談ください。

【労働環境改善船基準適合機器一覧表】
https://www.jrtt.go.jp/ship/asset/vessel-gaiyoT_roudou_list.pdf

基準の概要	該当の有無	
1. 船陸間通信のための設備 主として航行する水域において、下記4.～6.に掲げる設備（航海情報集約表示装置・監視カメラ・機関データロガー）、パーソナルコンピュータその他の通信端末機器を携帯電話の通信回線等を通じてインターネットに接続するものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
2. 船内ローカルネットワーク設備（船内LAN） (1) 操舵室、機関室（機関監視室を含む。）、事務室、船員室及び食堂においてパーソナルコンピュータその他の通信端末機器を接続できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(2) 上記1. に掲げた設備によりインターネットに接続できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
3. 無線LAN設備（Wi-Fi設備） 船員室及び食堂においては、Wi-Fiによりインターネットに接続できるよう措置されていること。	<input type="checkbox"/>	実施する
4. 航海情報集約表示装置 (1) 海上保安庁刊行の航海用電子海図（ENC）又は一般財団法人日本水路協会刊行の航海用電子参考図（new pec）のデータを使用するものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(2) 衛星航法装置（GPS）、コンパス、船舶自動識別装置から得られる情報を、電子海図上に重畳的に表示することができるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(3) 表示する情報を、電子的に出力できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(4) 上記2. に掲げる船内LANに接続していること。	<input type="checkbox"/>	実施する
5. 監視カメラ (1) 点検を要する場所、離着岸、荷役等の際に安全確認を要する場所その他船内外を遠隔監視できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(2) 撮影された画像を、電子的に出力できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(3) 上記2. に掲げる船内LANに接続していること。	<input type="checkbox"/>	実施する
6. 船舶自動識別装置 (1) 自動的に航海の情報を発信することができるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(2) 短距離間及び長距離間において、静的な情報（船名、信号符号等船舶固有のもの）、動的な情報（位置、速力、航海針路等）、航海関連情報（喫水、目的地、到着予定時間等）及び任意に作成した文章の送受信ができるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(3) 回頭、錨泊等の船舶の状態に応じた動的情報の発信間隔が2秒から3分の間であること。	<input type="checkbox"/>	実施する
7. 機関データロガー (1) 主機関の回転数及び燃料消費量その他の主機関の運転に係る情報を取得し、記録できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(2) 取得した情報を、操舵室及び機関室（機関監視室を含む。）で確認できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(3) 記録された情報を、電子的に出力できるものであること。	<input type="checkbox"/>	実施する
(4) 上記2. に掲げる船内LANに接続していること。	<input type="checkbox"/>	実施する
8. 騒音防止措置 (1) 居住区は、機関室で発生した騒音が伝搬しないよう措置されていること。	<input type="checkbox"/>	対象外（船員室の騒音レベルが <input type="checkbox"/> 十分に低減されると認められる場合）
(2) 船員室の囲壁及び扉は、十分な遮音性能を有するものであること。	<input type="checkbox"/>	
(3) 発電用補助機関の据付部は、ゴム等により防振支持されていること。	<input type="checkbox"/>	
9. 暑さ対策設備 (1) 船員室の空調機は、それぞれの船員室において温度調整が可能なものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (1)から(3)のうち1つを選択
(2) 甲板室等船員が通常作業する作業区域において、当該区域の上部に遮熱性能又は断熱性能を有するものを使用していること。	<input type="checkbox"/>	
(3) 荷役設備等暴露区域の任意の場所に身体を冷却する設備を備え付けていること。	<input type="checkbox"/>	

【別表9】「労働環境改善船」を選択された場合

〔建造船舶の設備等について、該当するものをご選択ください。（1から8のうち、いずれかをご選択ください。）〕

荷役・船員作業負担軽減等設備を搭載する場合、該当する設備をチェックしてください。	
基準の概要	該当の有無
車両自動固縛装置（ロールオン・ロールオフ船又は自動車運搬船） (1) ベルト、ロープ、チェーン又はフックその他車両を固縛するための器具は、車両甲板上に固定して設備されていること。ただし、車両甲板の構造上、設備することが困難と認められる場所を除く。	<input type="checkbox"/> 実施する
(2) 車両を固縛するための器具は、軽量で迅速に車両に取り付けることができるものであり、かつ、容易に解縛できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(3) 固縛時の締め付けを機械力により行うものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する
ディープウェルポンプ（油送船又は液体化学薬品ばら積船） (1) すべての貨物艙に設置されていること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(2) 電動機又は油圧モータにより駆動するものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(3) 作動、停止、液面確認等荷役時に行われる作業を甲板上で行うことができるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する
空気圧送装置（セメント等粉体状の貨物を運搬する船舶） (1) 貨物艙内の粉体を、荷役管内の空気流に浮遊させて荷役するものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(2) 空気圧送のために使用するコンプレッサー、セラーポンプ、ブロータンク等の機器類は、自動で始動、停止等が行われるものであって荷役事務室等で操作できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する
遠隔支援システム (1) 主機関、補助機関、補機器等が陸上等から遠隔により状態監視できるシステムであること。	<input type="checkbox"/> 実施する
出入港及び離着岸作業に使用する機器の遠隔操作装置 (1) 船舶の横移動及び転回ができる遠隔操作盤が船橋等に備え付けていること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(2) 係船ウィンチの作動ができる遠隔操作盤が船橋等に備え付けていること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(3) 遠隔操作機能を喪失した場合に備え、代替の操作手段を有すること。	<input type="checkbox"/> 実施する
航行・荷役等に使用するバルブ操作、ポンプ発停の遠隔操作装置 (1) 貨物油、液体薬品等タンカーの荷役系統が遠隔操作できること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(2) 燃料油移送系統が遠隔操作できること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(3) 喫水調整等のバラスト系統が遠隔操作できること。	<input type="checkbox"/> 実施する
(4) 遠隔操作機能を喪失した場合に備え、代替の操作手段を有すること。	<input type="checkbox"/> 実施する
船員育成のための居住設備 (1) 総トン数499トンクラスの船舶が船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満になったと地方運輸局長が認めた船舶であること。	<input type="checkbox"/> 実施する
推進用機関 (1) 燃料に、A重油、軽油、ガソリン又は液化天然ガスを使用するものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する

【別表10】「特定船舶導入計画の認定を受けた船舶」を選択された場合

1. 事業基盤強化計画の認定状況

- 建造予定造船所が「事業基盤強化計画」の認定を有している
- 建造予定造船所が「事業基盤強化計画」の認定を有していない 又は 認定申請中である。
- ※ 「特定船舶導入計画」の認定申請時までには、建造予定造船所が「事業基盤強化計画」の認定を受ける必要があります。

2. 特定船舶導入計画の認定申請及び認定状況の確認と添付書類

以下の該当項目についてご選択いただき、添付書類をご提出ください。

- (1) これから「特定船舶導入計画」の認定申請を行う予定である

【添付書類】 なし

※ (認定申請後) 認定申請書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)

※ (認定後) 認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)

- (2) 既に「特定船舶導入計画」の認定申請をおこなっており、認定待ちである

【添付書類】 認定申請書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)

※ (認定後) 認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)

- (3) 既に認定された「特定船舶導入計画」がある

【添付書類】 認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)

※ 計画を変更した場合は、変更の認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)

3. 機構分担割合の上限加算の希望

- 機構分担割合の上限加算を希望する
希望する機構分担割合 (%)
- ※ 政策要件と合わせた機構分担割合をご記入ください。

- (注) 1. 「特定船舶導入計画」の認定申請にあたっては、建造工事請負契約の締結が必要となります。建造工事請負契約締結後、速やかに国土交通省へ認定申請をお願いします。なお、共有建造申込事業者及び建造予定造船所の二者での建造工事請負契約でも認定申請は可能ですが、機構も含めた三者での建造工事請負契約 (機構所定の様式を使用します) 締結後に変更認定申請が必要となります。
2. 「特定船舶導入計画」の認定後、竣工時までには認定取消しがあった場合は、機構分担割合の上限加算、基準利率からの軽減は適用されません。
3. 「特定船舶導入計画」の認定がされなかった場合、建造決定後に他の上乗せ要件へ変更することはできません。
4. 「特定船舶導入計画」の認定申請にあたっての事前相談等につきましては、国土交通省海事局総務課企画室 (電話番号: 03-5253-8605) へご相談ください。

令和 5 年 度

機 構 共 有 貨 物 船 用 船 者 関 係 資 料

申込者	
-----	--

用船者	
-----	--

